

税の申告相談会が始まります

2月12日(金)～3月15日(月)まで

令和3年 税の申告相談会日程

月 日	対 象 住 所 名 (地区名)		会 場
	午前 (9:00～12:00)	午後 (1:00～4:00)	
2月12日(金)	江師・小石・芳川・西ノ川・木屋ヶ内・下道	大正大奈路・大正中津川・下津井	きらら大正
15日(月)	打井川・上宮・弘瀬	大正北ノ川・市ノ又・烏手・相去・大正(轟崎・つづら川)・瀬里・希ノ川・上岡・下岡	
16日(火)	大正 (大正橋から南町)		
17日(水)	十和川口・地吉	大道・戸川・小野・久保川	十和体育館
18日(木)	昭和	河内・大井川	
19日(金)	十川・古城	広瀬・井崎	
22日(月)	里川・浦越・茅吹手・津賀・野々川	申告未済者 (大正・十和地域)	
	志和		志和コミュニティセンター
24日(水)	興津		興津海の家
25日(木)	檜生原・折合・南川口	寺野・秋丸・家地川・野地	農村環境改善センター 多目的ホール
26日(金)	日野地・上秋丸・窪川中津川・竜斗俵・市生原	米奥・東北ノ川・作屋	
3月1日(月)	中村・勝賀野・川ノ内・七里(志和分・西ノ川・柳瀬)	七里(小野川・本在家・越行・影山・三滝・沖代)	
2日(火)	向川・数神・奈路	弘見・飯ノ川・志和峰	
3日(水)	八千数・藤ノ川・親ヶ内・本堂	黒石・与津地・平野・道徳・土居	
4日(木)	床鍋・影野・魚ノ川	奥呉地・下呉地・替坂本・六反地	
5日(金)	仁井田(神有・本田・辻ノ川・浜ノ川を含む)・小向・平串・富岡・中ノ越	根元原・東大奈路・西川角	
8日(月)	口神ノ川・中神ノ川・奥神ノ川・仕出原	大井野・宮内・根々崎・東川角	
9日(火)	高野・若井川・峰ノ上・見付	金上野	
10日(水)	神ノ西・窪川・西原・若井・天ノ川・大向	茂串町・本町・新開町	
11日(木)	古市町・榊山町・東町	香月が丘	
12日(金)	北琴平町・琴平町	申告未済者 (全地域)	
14日(日)	申告未済者 (全地域)		
15日(月)			

※申告相談会場では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受付時の来場者の検温、室内の定期的な換気および消毒、職員のマスク着用、飛沫防止パーティションを活用するなどの対策を実施します。会場に来られる皆さんには何かとご不便をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

今年も町県民税・国民健康保険税の申告時期が近づいてきました。
申告した内容は、町県民税や国民健康保険税の課税資料となるほか、各種行政サービスの資料となります。事前に収支等の資料を整理して、スムーズな申告にご協力をお願いします。

申告が必要な方は、次のとおりです。なお、申告書の書き方が分からない方は、申告相談会をご利用ください。

Q.1 申告が必要な方は？
令和3年1月1日に四万十町に住所がある方です。ただし、次の方は除きます。
・税務署へ確定申告される方
・給料・公的年金のみの方(各種控除の追加などがある方は、申告が必要です)

Q.4 申告に持参する物は？
■マイナンバー(個人番号)確認書類
次のいずれか1つ
・マイナンバーカード・通知カード
・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(マイナンバーの記載があるもの)

Q.2 申告が必要な収入は？
令和2年1月1日～令和2年12月31日までに生じたすべての収入を申告する必要があります。

- 本人確認書類(マイナンバーカードを持参される方は必要ありません)
・運転免許証・パスポート・身体障害者手帳・公的医療保険の被保険者証・国民年金手帳など
- 扶養親族のマイナンバーがわかるもの
- 印鑑(認印可)
- 昨年の収入・経費の明細・領収書など
- 各種控除を証明する書類(生命保険・国民年金保険料、医療費控除の明細書など)
- 源泉徴収票と本人口座情報
- 営業・農業などの収支内訳書または帳簿
- 税務署からのお知らせハガキなど

Q.3 申告相談会の日程は？
2月12日(金)～3月15日(月)
(詳細は、左ページの日程表を参照)
※申告期間前および申告期間中は、税務課・各地域振興局での申告書の作成はできませんのでご了承ください。

税制改正により、控除額や所得要件が変わります。

税制改正により、給与所得控除と公的年金等控除の控除額が一律10万円引き下げられ、基礎控除の控除額が10万円引き上げられます。

また、給与所得控除や公的年金等控除の引き下げにともない、ひとり親への課税の見直しや住民税非課税措置の合計所得金額の要件、扶養控除などの控除を受けるための合計所得金額の要件も見直されます。

詳しくは役場ホームページまたは広報11月号をご確認ください。

今回から医療費控除には、「医療費控除の明細書」の提出が必須です。

領収書のみご持参いただいても控除できません。

領収書の提出の代わりに、医療を受けた方の氏名や病院・薬局などの支払先の名称等を記載した「医療費控除の明細書」が必須となりました。(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」を添付すると、医療費控除の明細書の記入を省略できます) **今回の申告より領収書のみ持参されても控除できませんので、事前に「医療費控除の明細書」にご記載のうえ、申告相談会場にご持参ください。**(ご提出いただいた場合でも、所得状況などにより対象にならない場合もありますのであらかじめご了承ください)

なお、明細書の記入内容の確認のため、領収書の提示または提出を求める場合がありますので、領収書は法定納期限の翌日から5年間、ご自宅などで保管してください。

「医療費控除の明細書」の様式は、国税庁のホームページよりダウンロードしていただくか、税務課にあります。

【お問い合わせ先】 税務課 ☎22-3116